

TOPICS これからはマイナンバーカード

マイナンバーカード(個人番号カード)って?

市民の皆さんからの申請により無料で交付されるプラスチック製の顔写真入りICカードです。マイナンバーカードには、ご自身の顔写真、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されており、運転免許証と同じように本人確認のための身分証明書として利用することができます。

申請方法

下記の4つの申請方法があります。

1 スマートフォン

- スマホで顔写真を撮影
- スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!

2 郵便

- 交付申請書に必要な事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ!

3 パソコン

- カメラで顔写真を撮影
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

4 証明用写真機

- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 画面案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

申請には、「個人番号カード交付申請書(A:通知カードとともに送られてきたものまたは、B:市民課で発行されたもの、もしくは、令和2年12月末からマイナンバーカードをまだお持ちでない75歳未満の方へ地方公共団体情報システム機構が送付したものなど)」が必要です。

A

通知カードのこの部分です!⇒

B

令和4年2月以降に愛知県後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカードをお持ちでない75歳以上の方へ順次交付申請書を送付するよ

紛失された方や印字内容に変更のある方は、申請書を再発行しますので、本人確認書類(※)を持参の上、市役所市民課へお越しください。

本人確認書類(※)

1点で確認できるもの	・運転免許証 ・旅券 ・身体障がい者手帳など
2点で確認できるもの	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの2点 (例)健康保険証、年金手帳、診察券など

受取方法

申請から約1カ月後に、市役所から交付案内が申請者の住所地に届きますので、予約の上、必要なものを持って指定された場所にご本人がお越しください(15歳未満の方、成年後見人の方はその法定代理人の方と一緒にお願いします)。

☎市役所市民課(内線 145、146)

マイナンバーカードの申請方法はこちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました!



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

ICチップの中の「電子証明書」で本人確認!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーに置くだけで利用できます。カードリーダー未設置の医療機関や薬局では引き続き健康保険証が必要となります。

利用には申し込みが必要です。申し込みはカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申し込み

☑まずは必要なものをチェック!

- 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- マイナンバーカード読取対応のスマホ(またはPC+ICカードリーダー)
- アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone

Android

●セブン銀行ATMでも申し込みできる!

●どんないいことがあるの?

本人が同意をすれば、初めての医療機関などでも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有できる!

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される!

就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

利用できる医療機関や薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また厚生労働省ホームページでも案内しています。

☎市役所保険年金課(内線 123、126)

ステッカー

ポスター

厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。